

## 議案第 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道職員の職務に専念する義務の特例条例の一部改正)

第1条 北海道職員の職務に専念する義務の特例条例（昭和26年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除については、その職務の性質、勤務時間等を考慮して、任命権者が定める。

(北海道職員等の分限に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、第2項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。

第4条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない」とあるのは「当該任期の」とする。

(北海道職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 北海道職員の懲戒に関する条例（昭和27年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬）」を加える。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第22条」を「第22条第1項各号に掲げる職員」に、「すべて」を「全て」に改める。

第22条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与等）

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬
- (2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当
- 2 前項各号に掲げる職員には、同項に定めるもののほか、期末手当を支給することができる。
- 3 第1項第1号に掲げる職員には、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して任命権者が定めるところにより、費用弁償として、通勤のために要する費用に相当する額を支給する。
- 4 第1項各号に掲げる職員に係る給与の額については、当該職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに勤務の特殊性に応じ、かつ、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるものとする。
- 5 第1項第1号の報酬は、日額、月額又は勤務1時間当たりの額で支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる職員に係る給与の支給方法等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別表第1備考ただし書中「第22条」を「第22条第1項各号に掲げる職員」に

改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「再任用職員」の次に「及び法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を加える。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

別表第2中「8,300円」を「10,800円」に、「7,100円」を「8,900円」に

改める。

（北海道職員等の定数に関する条例等の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に改める。

- (1) 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）第1条第3号
- (2) 北海道企業職員定数条例（昭和47年北海道条例第54号）第1条第1号
- (3) 北海道病院事業職員定数条例（平成29年北海道条例第1号）第1条第1号
- (4) 北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）第2条第4項第1号
- (5) 北海道議会事務局職員定数条例（昭和47年北海道条例第53号）第1条第1号

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例及び公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第2項第3号
- (2) 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条

例第54号) 第2条第2項第3号

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項及び次条第1項において「会計年度任用職員」という。)については、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「支給する」とあるのは、「支給することができる」とする。

第8条第1項中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)」を加える。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的任用職員(地方公務員法第22条の規定により臨時的に任用された者をいう。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条第1項中「企業職員」

の次に「(第4項各号に掲げる企業職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類等は、次の各号に掲げる企業職員の区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である企業職員 報酬、期末手当及び費用弁償

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である企業職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

第3条（見出しを含む。）中「基準」を「基準等」に改める。

第4条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

（北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条第1項中「病院事業職員」の次に「(第4項各号に掲げる病院事業職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類等は、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である病院事業職員 報酬、期末手当及び費用弁償

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である病院事業職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

第3条（見出しを含む。）中「基準」を「基準等」に改める。

第4条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第14条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第22条」を「第22条第1項各号に掲げる学校職員」に、「職員以外のすべて」を「学校職員以外の全て」に改める。

第22条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与等)

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である学校職員 報酬

(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である学校職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び義務教育等教員特別手当

2 前項各号に掲げる学校職員には、同項に定めるもののほか、期末手当を支給することができる。

3 第1項第1号に掲げる学校職員には、給料表の適用を受ける学校職員との権衡を考慮して教育委員会が定めるところにより、費用弁償として、通勤のために要する費用に相当する額を支給する。

4 第1項各号に掲げる学校職員に係る給与の額については、当該学校職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに勤務の特殊性に応じ、かつ、給料表の適用を受ける学校職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で教育委員会が定めるものとする。

5 第1項第1号の報酬は、日額、月額又は勤務1時間当たりの額で支給する。

6 前各項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる学校職員に係る給与の支給方法等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1備考ただし書中「第22条」を「第22条第1項各号に掲げる学校職員」に改める。

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第15条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）及び臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定により臨時的に任用された者をいう。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第16条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第25条」を「第25条第1項各号に掲げる職員」に、「すべて」を「全て」に改める。

第25条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与等）

第25条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬
  - (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当
- 2 前項各号に掲げる職員には、同項に定めるもののほか、期末手当を支給することができる。
  - 3 第1項第1号に掲げる職員には、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して本部長が定めるところにより、費用弁償として、通勤のために要する費用に相当する額を支給する。
  - 4 第1項各号に掲げる職員に係る給与の額については、当該職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに勤務の特殊性に応じ、かつ、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で本部長が定めるものとする。
  - 5 第1項第1号の報酬は、日額、月額又は勤務1時間当たりの額で支給す

る。

6 前各項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる職員に係る給与の支給方法等に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表第2備考ただし書中「第25条」を「第25条第1項各号に掲げる職員」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条中北海道特別職職員の給与等に関する条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる非常勤職員である者のうち施行日において引き続き地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員となった者には、当分の間、第4条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第22条、第12条の規定による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条、第13条の規定による改正後の北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条、第14条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第22条及び第16条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第25条の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員との権衡及び施行日前においてこれらの職員が受けていた報酬の額等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定めるところにより、報酬を支給する。

- (1) 第4条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例第22条（第12条の規定による改正前の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条及び第13条の規定による改正前の北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用を受けていたもの
- (2) 第14条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例第22条の規定の適用を受けていたもの
- (3) 第16条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第25条の規定の適用を受けていたもの

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 説 明

地方公務員法及び地方自治法の改正等に鑑み、会計年度任用職員の勤務条件に関し必要な事項を定めることとし、併せて規定の整備等を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 5 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第4項中「、若しくはその職を失い」を削る。

第19条の2第2号中「(法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第19条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第2項第1号中「、若しくはその職を失い」を削る。

第21条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、「、第19条第1項」を「、同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は前項の規定の」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(北海道空港条例の一部改正)

第3条 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項」の次に「、次項第3号」を加え、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(北海道立自然公園条例の一部改正)

第4条 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定めるもの

第14条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第18条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

(北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 北海道心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第4項中「、若しくはその職を失い」を削る。

第19条の2第2号中「(法第16条第1号に該当してその職を失った学校職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第19条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項

の規定によりその職を失い」を削り、同条第2項第1号中「、若しくはその職を失い」を削る。

第21条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、「、第19条第1項」を「、同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第3項、第4項又は前項の規定の」に改める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第4項中「、若しくはその職を失い」を削る。

第22条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、同条第2項第1号中「、若しくはその職を失い」を削る。

第26条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削り、「、第22条第1項」を「、同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は前項の規定の」に改める。

（金属くず回収業に関する条例の一部改正）

第8条 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第4条第9号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、同条第7号ただし書中「第9号」を「第10号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができな

い者として公安委員会規則で定めるもの  
第6条第2号中「同条第8号」を「第9号」に改める。  
第12条第2項に次の1号を加える。

(3) 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北海道空港条例、北海道立自然公園条例、北海道心身障害者扶養共済制度条例又は金属くず回収業に関する条例の規定に基づき行われた処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 説 明

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定等に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 6 号 北海道立文書館条例の一部を改正する条例案

### 北海道立文書館条例の一部を改正する条例

北海道立文書館条例（昭和60年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「札幌市」を「江別市」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、北海道立文書館の移転に関し必要な手続その他の準備行為をすることができる。

#### 説 明

道立文書館を江別市に移転することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 7 号 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例案

### 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第5号中「フロッピーディスク」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条第1項第2号において同じ。）」に改める。

第16条第1項第2号中「又は録画盤」を「、録画盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの（以下この号において「録画テープ等」という。）」に、「録画テープ若しくは録画盤の製作若しくは販売を行う者で構成する」を「録画テープ等の倫理上の審査を行う」に改める。

第38条の次に次の1条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第38条の2 何人も、青少年に対し、次の各号のいずれかに該当して当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第1号において同じ。）の提供を求めてはならない。

- (1) 当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたとき。
- (2) 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をしたとき。
- (3) 当該青少年が13歳未満の者であるとき。

第59条に次の1号を加える。

- (3) 常習として第38条の2の規定に違反した者

第61条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第38条の2の規定に違反した者（第59条第3号に該当する場合を除く。）

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号の規定による指定を受けている団体は、この条例による改正後の北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号（録画テープ又は録画盤に係る部分に限る。）の規定による指定を受けた団体とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 説 明

青少年の健全な育成を図る環境が変化している現状に鑑み、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、ゲームソフトについて包括的な有害図書類の指定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 8 号 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例案

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（昭和43年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「貸付を」を「貸付けを」に改め、同項第1号中「貸付した」を「貸し付けた」に改め、同条第2項中「附則第4条第1項」の次に「又は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項若しくは第8条第1項」を加え、「貸付」を「貸付け」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

説 明

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に鑑み、貸付金に係る償還免除の対象に母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 9 号 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 10 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の99の項摘要欄オ中「金額を」を「金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を」に改め、同欄中オをカとし、エの次に次のように加える。

|                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1の100の項のエの次に次のように加える。

|                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| オ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項（摘要欄オ及びカを除く。）の規定の例により算定した金額 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|

別表第1の100の項摘要欄オ中「金額を」を「金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を」に改め、同欄中オをカとし、エの次に次のように加える。

|                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| オ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこ |
|----------------------------------------------------------------------------|

の項の規定により算定した金額を合計した金額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に鑑み、複数の建築物に関する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 11 号 北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年北海道条例第110号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（これらの道路であって自転車道を設けるもの及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第

2 項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第43条中「第9条第1項」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加える。

第44条中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道道であって道が管理するものについては、この条例による改正後の北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

#### 説 明

道路構造令の改正に鑑み、道道について、新たに自転車通行帯の設置要件を定めるとともに、自転車道の設置要件に自動車の速度に関する基準を追加することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 12 号 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

## 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第62条の 3」を「第62条の 4」に改める。

第 8 条ただし書中「第129条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）」を「第112条第 1 項の 1 時間準耐火基準」に改める。

第21条第 2 項中「第129条の 2 の 4 第 3 号」を「第129条の 2 の 3 第 3 号」に改める。

第39条第 1 項中「以下」を「以下この節において」に改める。

第 4 章中第62条の 3 を第62条の 4 とし、第62条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する  
場合の制限の緩和）

第62条の 3 建築物の用途を変更して法第87条の 3 第 5 項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、同項の規定による許可をするときは、第40条、第41条、第42条第 2 項及び第 3 項、第44条、第46条、第47条並びに第52条第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第87条の 3 第 6 項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をするときについて準用する。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 説 明

建築基準法の改正に鑑み、一時的に用途を変更して興行場等として使用する  
場合における建築物の敷地及び構造の制限を緩和することとし、併せて規定の  
整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 13 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

### 北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道小樽商業高等学校の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 説 明

小樽商業高等学校を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものである。